

農村地域(酒田市山元地区)と企業とのマッチング支援事業 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、「農村地域(酒田市山元地区)と企業とのマッチング支援事業」について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は、県みらい企画創造部「地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業」と連携して実施するものであり、当該事業の受託事業者が決定しない場合は、この公募の中止・変更等を行うことがある。

2 委託業務

- (1) 業務名 農村地域(酒田市山元地区)と企業とのマッチング支援事業
- (2) 業務の内容 農村地域(酒田市山元地区)と企業とのマッチング支援事業業務委託仕様書(企画提案用)(以下、「基本仕様書」という。)
- (3) 委託の期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 プロポーザル参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

- (1) 本事業の目的に沿った事業ができる個人又は団体であり、県との打合せ等に迅速に対応できる者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。
なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものとみなす。
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)
- (5) 山形県競争入札資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正及び再生手続きをしていないこと。

4 失格事由

提出された提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要領に定める資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (3) 提案書に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- (4) 提案書に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき。

5 企画提案書の提出等

本企画提案に参加する場合は、下記の通り書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式1号）：1部
- ② 事業者概要書（様式2号）：7部
- ③ 企画提案書（様式3号）：7部
 - ※ 提案は1者につき1提案とする。
 - ※ 提案は全て企画提案書に記載すること。
 - ※ 「企画提案書に必要な記載事項」を参考に企画提案書を作成すること。
- ④ 見積書（様式4号）：7部

(2) 提出期限

① 参加申込書

令和7年2月28日（金）午後5時（必着）

② 参加申込書以外の書類

令和7年3月14日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

「10 担当部署」まで、持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

(4) 参加辞退

提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

6 審査

(1) 審査方法

- ・ 県が設置する「農村地域(酒田市山元地区)と企業とのマッチング支援事業公募型プロポーザル方式による企画提案審査会」（以下、「審査会」という。）において審査を行い、最も優れた企画提案書を採用候補企画として決定する。
- ・ 審査にあたり、提案者へ質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

(2) 配点及び採点基準

企画提案評価基準の「2 配点及び採点基準」のとおり

(3) 前号の審査にあたって、令和7年3月中旬（予定）に提案者によるプレゼンテーション（オンライン予定）を実施することとし、開催時間等の詳細は別途提案者に通知する。

(4) 提案者が1者のみの場合も、各委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(5) 審査結果はすべての応募者に対して通知する。

(6) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案書作成等に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和7年3月4日（火）午後5時までとする。

(2) 質問・問合せ方法

企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案に係る質問票（様式5号）」により行うものとする。質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「企画提案（農村地域(酒田市山元地区)と企業とのマッチング支援事業業務委託）への問合せ」

として「10 担当部署」あてに提出すること。

(3) 質問書に対する回答は、参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。

ただし、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

8 契約等

(1) 契約締結

① 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

② 採択された提案等については、採択後に山形県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

③ 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が失格事由に該当し、失格することが後日明らかになった場合は、その者と契約の手続きを行わず、審査会において次点の評価を受けた者と業務委託契約の締結に係る手続きを行うことがある。

(2) 契約保証金

山形県財務規則第 134 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 135 条第 3 項に該当する場合は全額又は一部を免除する。

9 その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(2) 提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは応募者が行うものとする。

(3) 最優秀提案者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容と仕様書を合わせて、原則として契約時の実施仕様書に反映するものとする。ただし、本事業の目的達成のため必要な範囲において、最優秀提案者との協議により契約締結段階において内容の追加、変更及び削除を行うことがある。従って、最優秀提案者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

(4) 提出書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 採用した提案書の著作権は、山形県に帰属するものとする。

10 担当部署

山形県農林水産部農村計画課

住所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号（県庁 10 階）

電話：023-630-2948

E-Mail：ynokey#pref.yamagata.jp 「#」の部分を「@」に変えて送信してください。